

重要文化財民家の現状と課題に対する改善方策

平成29年6月21日文化財分科会企画調査会
特定非営利活動法人全国重文民家の集い

私たちは、全国各地に点在する国の重要文化財民家（以降、重文民家）の維持・管理・保存及び有効活用に関する情報交換の共有化を図り、重文民家の所有者と学識経験者・行政・市民等との交流を促進して重文民家への理解を深めるとともに、地域社会に於ける重文民家の存在意義を考察し、地域文化や広く我が国の文化財・文化遺産の保護・保存に寄与する事を目的に活動を行っているNPO法人です。昨年度は、シンポジウムやフォーラムを開催したほか、税制問題に関するアンケートを実施しております。

1. 設立

昭和52年 8月 任意団体「全国重文民家の集い」を設立
平成19年11月 特定非営利活動法人を設立し移行

2. 所在地

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町

3. 加盟数

重文民家の所有者120住宅

4. 主な目的

- (1) 重文民家の維持、管理、保存及び有効活用に関する情報の交換、共有化を図る。
- (2) 重文民家の所有者、学識経験者、行政並びに重文民家に関心を寄せる市民等との交流を促進し重文民家への理解を深める。
- (3) 地域社会における重文民家の歴史的繋がりとその存在意義を考察し、地域文化の保存・継承に努める。

5. 平成28年度の主な活動実績

- (1) 「重文民家の今とこれからを考える（シンポジウム）」開催
 - (2) 「第1回東日本重文民家フォーラム」開催
- ※その他、税制問題に関するアンケートの実施、会報の発行

1. 重文民家の現状と課題

同じ文化財であっても“民家”と言うのはその殆どが現在も住まいとして日常生活を送っているところに大きな特徴があり、重要文化財建造物のうち民家と呼ばれるものは約400物件で、その中で個人所有は約200物件あります。本来、古くから続く民家は創建当初、集落や地域が一体となって維持管理して行く事が大前提としてありました。しかし、戦後の社会構造の変化や時代の流れとともにその様な習慣が失われ、現在に至っては個人で全てを賄わなければならない状態と陥り、維持する手立ても失い、止む無く自治体などに譲渡しているケースが後を絶たない状況となっています。

現在の重文民家の所有者は平均年齢73歳前後と高齢化しており、また屋敷門構えの様相から皆裕福な生活を過ごしているのかの様に思われがちですが決してそうではありません。個人所有者全体の約4割は年金収入のみを頼りとし、残り6割の殆どはサラリーマンの職に就いており、不動産収入等で維持管理を賄える者は全体の1割にも満たないのが現実です。また一方で譲渡された自治体においても毎年最低でも5百万から数千万という経費を費やしています。当然これら全ては税金であります。しかし、財政難で修理もままならない物件も全国で目立ち始めたため、やはり本来の所有者が利用しながら重文民家を維持管理する事こそが一番の最善策であるとの認識が徐々に認識されて来ています。

<現状>

- 重要文化財建造物2,465件のうち民家は約400物件であるが、**維持管理等の問題から止む無く自治体などに譲渡されるケースが増えており、現在では個人所有の重文民家は約200物件。**
- 重文民家の個人所有者の年齢は60歳以上が80%、70歳以上が60%で、**平均年齢は73歳前後と高齢化が顕著。**
- 重文民家の個人所有者全体の**約4割が年金受給者**で、残りの**約6割はサラリーマン**で、**維持管理費は毎年5百万から数千万が必要。**

<課題>

- 重文民家については維持管理に係る負担から、**次世代に引き継がれず、自治体等に公有化されるケースが増える傾向**にある。
- 公有化されても、自治体の財政難により、**日常のメンテナンスや公開活用が図られないケースが散見。**

2. 重文民家の確実な次世代への継承に向けて

本来、古くから続く民家は、創建当初、集落や地域が一体となって管理維持されてきたが、それが時代の流れとともに個人による維持管理へと変化しています。さらに少子高齢化などの社会情勢の急激な変化により、今や重文民家は、“大いなる負担”になりつつあります。代々続く民家では、その家々に祖先から伝わる伝統行事が建物内で厳かに行われている例もあり、各地域の伝統文化の継承にも寄与していることから、所有者が重文民家を手放せば、その数だけ同時に伝統文化が滅失されることとなります。

一方で、**重文民家が確実に次の世代に引き継がれれば、魅力的な建物が残り、良好な景観が維持されるとともに、観光資源としての活用により、地域活性化や地方創生が促進**されると考えられます。

3. 重文民家の目指すべき方向性

重文民家は日常のメンテナンスが大切であることから、世代を超えて住み続けられるような環境整備が重要であり、そのための方策としては、下記のような取組が必要と考えております。

- ⇒ **集落や地域が一体となって管理・活用できるような仕組が必要ではないか。**
- ⇒ **保存修理事業の所有者負担軽減などの財政上の支援充実や、税制上の支援の充実が必要ではないか。**

また、重文民家の所有者の多くは活用に関するノウハウが不足し、遠隔地に居住しながら保存に努めている場合も多いことから、所在地で管理・活用を任せられる存在が必要と考えております。

- ⇒ **管理、公開活用に知見のある人材を育成し、そのような人材が文化財の保存と活用に主体的に関われるようにするなど、新たな枠組みが必要ではないか。**

<参考>

平成28年 税務実態調査アンケート集計結果

平成28年8月実施 税務実態調査アンケート集計結果

アンケート発送数	207住宅				
回答数	99住宅				
回答者内訳	個人所有89住宅		法人形態所有10住宅		
回答者年代	30～50代 18住宅	60代 34住宅	70以上 45住宅	無回答 2住宅	

①重文に関わる税制に興味がありますか

99住宅回答

1, ある	74	住宅
2, 少しある	15	住宅
3, ない	3	住宅
4, 無回答	7	住宅

②管理実態について

99住宅回答(重複回答あり)

1, 重文所在地に居住(含管理棟)	68	住宅
2, 重文以外の都道府県に居住	9	住宅
3, 重文同の都道府県に居住	15	住宅
4, 重文所在地にて法人で管理	8	住宅

③普段の所得(法人)納税について

99住宅回答

1, 重文所在地で納税	84	住宅
2, 重文所在地以外で納税	6	住宅
3, その他	3	住宅
4, 無回答	6	住宅

④重文指定土地建物に固定資産評価の記載について評価額が台帳に表記されていますか

99住宅回答

1, 土地建物共に表記されている	39	住宅
2, 土地建物共に表記されていない	21	住宅
3, 土地のみに表記されている	11	住宅
4, 建物のみに表記されている	3	住宅
5, 不明	15	住宅
6, 無回答	10	住宅

⑤公開やイベント開催時、有料にしていますか

99住宅回答

1, 有料	38	住宅
2, 無料	37	住宅
3, 公開無料・イベント有料あり	4	住宅
4, 公開していない	15	住宅
5, その他	4	住宅
6, 無回答	1	住宅

⑥公開等の収入について

47住宅回答

1, 所得申告している	19	住宅
2, その他	28	住宅

⑦上記⑥で申告されている方で、年平均の収入額は

19住宅回答(重複回答あり)

1, 50万未満	3	住宅
2, 50万～100万	2	住宅
3, 100万～300万	2	住宅
4, 300万～500万	3	住宅
5, 500万～1,000万	7	住宅
6, 1,000万以上	4	住宅

⑧上記⑥の公開等の収入において、消費税を対象とされていますか

19住宅回答(重複回答あり)

1, 対象としている	12	住宅	年度によりまちまち
2, その他	8	住宅	
3, 無回答	1	住宅	

⑨重文管理・修復費やイベントに関わる経費を申告時に経費計上していますか 19住宅回答(重複あり)

1, 計上している	24	住宅	年度によりまちまち
2, 計上していない	4	住宅	
3, 無回答	1	住宅	

⑩上記⑨で経費計上されている方へ 年平均経費算入額は 19住宅回答(重複回答あり)

1, 50万未満	4	住宅	年度によりまちまち
2, 50万～100万未満	5	住宅	
3, 100万～300万未満	4	住宅	
4, 300万～500万未満	3	住宅	
5, 500万～1,000万未満	3	住宅	
6, 1,000万以上	3	住宅	

⑪年間で恒常的な最大経費の項目内容及び大体の単価は 69住宅回答

※詳細は後部一覧をご参考下さい

1, 管理・清掃・販売等の人件費	12	住宅
2, 植木剪定・庭園整備等	22	住宅
3, 防虫・防災・防犯・除雪・環境整備等	17	住宅
4, 建物・付属施設設置や維持管理	13	住宅
5, 光熱費等	2	住宅
6, その他	3	住宅

⑫過去に国の補助事業以外で最大経費となった内容と大体の単価は 54住宅回答

※詳細は後部一覧をご参考下さい

1, 植木剪定・庭園整備等	4	住宅
2, 建造物修理等	23	住宅
3, 付属施設・環境整備等	11	住宅
4, 災害復旧費(自然・動物等)	3	住宅
5, 消防・防災防犯設備関係	6	住宅
6, その他	7	住宅

⑬過去国の補助事業による最大の自己負担額の工事内容と大体の単価は 56住宅回答

※詳細は後部一覧をご参考下さい

1, 本体・屋根等の修復解体工事	47	住宅
2, 防災設備設置等	4	住宅
3, 付属施設・環境整備等	3	住宅
4, 災害復旧費(自然・動物等)	1	住宅
5, その他	1	住宅

⑭上記⑬の補助事業による自己負担額を経費として計上されましたか 55住宅回答

1, 経費計上した	13	住宅
2, 経費計上しなかった	39	住宅
3, 無回答	3	住宅

⑮上記⑭で経費計上された方へ 計上方法は次の何れですか 13住宅回答

1, 一括経費算入方式	7	住宅
2, 減価償却方式	3	住宅
3, 無回答	3	住宅

※その際、国自治体からの補助金を収入として計上されましたか 13住宅回答

1, 計上した	7	住宅
2, 計上しなかった	4	住宅
3, 無回答	2	住宅

⑯過去に国からの補助事業の際、会計検査院の監査を受けられたことはありますか 99住宅回答

1, ある	16	住宅
2, 少しある	67	住宅
3, 無回答/不明	16	住宅

⑰上記⑯で“ある”された方で監査によって補助割合の変更を余儀なくされたことは **16住宅回答**

1, ある	0 住宅
2, ない	16 住宅

⑱会計検査院監査を受けられた方へ ご経験談等をご記入下さい **7住宅回答**

・行政担当者と綿密な準備を行ったため、順調に終わり特に苦労はなかった。
・府の目前調査が大変だったが、監査は大して問題にならなかった。
・S59年当時、県文化財センター担当者と市(当時は町)の担当者が監査を受けた。
・その他

☆ 個人所有者の方へ(相続税関係について/対象88住宅)

⑲相続税について現行の70%減免措置の制度について満足していますか **84住宅回答**

1, 満足している	7 住宅
2, 満足していない	54 住宅
3, どちらとも言えない	25 住宅
4, その他	2 住宅

⑳上記⑲で“満足していない”と回答された方へ 満足の出来る内容とは **33住宅回答**
※詳細は後部一覧をご参考下さい

1, 被相続人の全資産等を無税に	14 住宅
2, 減免措置70%を90%又は100%に	13 住宅
3, その他	6 住宅

㉑過去に相続の際、税務署の調査を受けられたことが有りますか **88住宅回答**

1, ある	16 住宅
2, 無い	64 住宅
3, 無回答/不明	8 住宅
4, その他	1 住宅

㉒上記㉑で“ある”とされた方へ その際の経験談などご記入ください **4住宅回答**

・S47年 土地に対する税評価に疑問を持った。
・H21相続発生しH24調査を受けたが、調査員は重文に対する知識が無かった。
・長時間にわたり、預金の流れや納税方法を詳細に聞かれた。
・S61年 相続発生翌年に調査を受け、庭石や掛け軸なども対象とさ全体の概算に双方開きがあったが、税務署の見解に沿って追加で納税した。

㉓上記㉑で“ある”とされた方へ 襖や屏風等の動産も申告の対象だと指摘されましたか **15住宅回答**

1, 指摘された	4 住宅
2, 指摘されなかった	11 住宅

㉔上記㉓で 指摘された方へ その内容をご記入ください **4住宅回答**

・蔵に置きっ放しの器や日常使用している食器等も指摘された。
・灯籠や庭石など。
・掛け軸、襖、檜などの展示品。
・生活動産(ソファ等)計上指摘されたが、消費財でないかまた資産価値が有るか疑問。

㉕その他相続税に関する事を何でも結構ですのでご記入ください **19住宅回答**

※詳細は後部一覧をご参考下さい

☆ 個人／法人所有者双方の方にご質問します

②⑥過去に重文に関する収支について税務署から修正などの指摘を受けた事がありますか

92住宅回答

1, ある	1	住宅
2, ない	90	住宅
3, 不明	1	住宅

②⑦上記②⑥で“ある”と回答された方へ その際、疑問や不服に思われたことはありますか

1住宅回答

1, ある	0	住宅
2, ない	1	住宅

②⑧上記②⑦で“ある”と回答された方へ その内容をお聞かせください
該当回答なし

☆ その他

②⑨日本版ナショナルトラスト制度の確立に興味をお持ちですか

99住宅回答

1, 興味ある	19	住宅
2, 興味なし	8	住宅
3, よく分からない	63	住宅
4, 無回答	9	住宅

※ナショナルトラスト自体知らない

③⑩今後の税制改正に向けての活動について

99住宅回答

1, 賛同し可能な範囲で協力する	58	住宅
2, 賛同するが協力はできない	13	住宅
3, 賛同も協力もできない	3	住宅
4, 無回答	25	住宅

※活動の内容が分からない

③⑪税制に関わる事や“集い”へのご意見等ご自由にご記入下さい

38住宅回答

※詳細は後部一覧をご参考下さい

設問終了 以下頁 ※印の詳細

⑪年間で恒常的な最大経費の大体の単価は

1, 管理・清掃・販売等の人件費

50万～100万未満	2 住宅
100万～300万未満	4 住宅
300万～500万未満	1 住宅
500万～1,000万未満	2 住宅
1,000万以上	1 住宅

2, 植木剪定・庭園整備等

50万未満	11 住宅
50万～100万未満	7 住宅
100万～300万未満	4 住宅

3, 防虫・防災・防犯・除雪・環境整備等

50万未満	9 住宅
50万～100万未満	4 住宅
100万～300万未満	3 住宅
1,000万以上	1 住宅

4, 建物・付属施設設置や維持管理

50万未満	6 住宅
50万～100万未満	1 住宅
100万～300万未満	3 住宅
500万～1,000万未満	1 住宅
1,000万以上	1 住宅

5, 光熱費等

50万未満	2 住宅
50万～100万未満	1 住宅

6, その他

財団への寄附	450万
遠隔管理交通費	100万
美術工芸品の修理	2,000万

⑫過去に国の補助事業以外で最大経費となった大体の単価は

1, 植木剪定・庭園整備等

200万	2 住宅
400万	1 住宅
500万	1 住宅

2, 建造物修理等

100万未満	7 住宅
100万～300万未満	5 住宅
300万～500万未満	1 住宅
500万～1,000万未満	5 住宅
1,000万～3,000万未満	4 住宅
3,000万以上	1 住宅

3, 付属施設・環境整備等

100万未満	1 住宅
100万～300万未満	3 住宅
300万～500万未満	2 住宅
500万～1,000万未満	2 住宅
1,000万～3,000万未満	2 住宅
3,000万以上	1 住宅

4, 災害復旧費(自然・動物等)

100万未満	1 住宅
100万～200万	3 住宅

5, 消防・防災防犯設備関係

50万未満	4 住宅
50万～100万未満	1 住宅
3,000万以上	1 住宅

6, その他

人件費 100万	
人件費 900万	
除雪費 200万	
租税公課 6,000万	
歴史書パンフ作製費 1,000万	
催物開催費 600万	
指定時工事に関わる転居費用 1,000万	

⑬過去国の補助事業による最大の自己負担額の単価は

1, 本体・屋根等の修復解体工事

100万未満	7 住宅
100万～300万未満	11 住宅
300万～500万未満	4 住宅
500万～1,000万未満	6 住宅
1,000万～3,000万未満	12 住宅
3,000万～5,000万未満	2 住宅
5,000万～1億未満	3 住宅
1億	1 住宅
5億	1 住宅

2, 防災設備設置等

100万	1 住宅
150万	2 住宅
470万	1 住宅

3, 付属施設・環境整備等

200万	1 住宅
400万	1 住宅
1,000万	1 住宅

4, 災害復旧費

4,000万	1 住宅
--------	------

5, その他

指定時工事に関わる転居費用 2,000万	
----------------------	--

⑳現状の相続税減免制度に”満足していない”と回答された方へ 満足の出来る内容とは

- ・全て無税 (同意見 13 住宅)
- ・70を90%減免に。(同意見 2住宅)
- ・個人的資産も含めての減免措置を願う。(同意見 2住宅)
- ・指定外(管理住居棟も含め)も100%の減免を願う。(同意見 2住宅)
- ・子孫の代(時代の変化や過疎化などの環境変化)の維持が心配だ。極力負担掛けたくない。(同意見 2住宅)
- ・重文土地建物全て無税に。
- ・全て国が管理すべきだ。
- ・維持管理に必要な資産の100%減免を希望する。
- ・修復時の自己負担に減免が必要で、今相続税を支払うと今後の修復時に負担しきれなくなる。
(90代の父親所有となっており、市の都合で工事開始は5年後からと言う状況)
- ・個人所有であっても見学や学生の研究が主目的であり100%に近い減免を望む。
- ・何%減免と言っても元々評価がなされていないため、試算自体が困難。
- ・現状を次世代に継承するために相続税免除が基本線だ。
- ・土地建物は一体であり、土地も非課税にして欲しい。
- ・100%減免は当然であり、周辺施設や敷地も非課税の対象にすべきだ。
- ・税金がかかる事自体がそもそも問題だ 次世代に引き継ぐ経費は控除すべきだ。
- ・観光資源としての活用を前提とすれば100%減免を。
- ・国の補助姿勢が余りにも感じられず個人負担が過重になっている。
- ・文化財以外に文化財に続く家屋がある 指定するのであれば大幅な税制優遇が無ければ維持できない。

㉑相続税に関する事を何でも結構ですのご記入ください

- ・重文に相続税をかけるべきでない (同意見 2住宅)
- ・かつての重文民家所有者は其々地方集落の中心的存在で周辺集落群の頂点に立ち広大な農地/山林等を所有し、農業或いは工業/商業地域産業の中核として地域経済を支えていた。
戦後農地解放/財産税/相続税etc.小型の財閥解体が実施された結果、旧来の重文民家を支える財政上の基盤を失った。
その中で『建物』としてだけの民家が残り、国からの文化財指定を受け、維持/保存を継続しているのが所有者の現状だ。今所有者を支えているのは、家系を引き継ぐ後継者としての矜持のみと云える。
従って相続税の減免問題について言えば、指定文化財を維持保存して行くためには、土地建物のみならず相続財産全てが課税免除になるべきものと云える。しかし全財産免除は本来の税の公平性から見て実現性に困難であり、少なくとも指定文化財の土地建物は固定資産税/相続税の課税対象外とし、その他毎年の維持管理修繕に充てられる原資に拘わる税全般への特別措置が必要である。
- ・祖母の時は今後20年間田畑で作物を作る条件でなったが、父の時は条件なく相続できた。しかし次の時は納税額が増える心配がある。
- ・自己の持ち出しが常であり、全てボランティアと言う気持ちだ。
- ・改修に向けて貯蓄したものは全て控除すべきだ。
- ・維持管理に2,000万程度の控除があっても良い。

- ・当家は非常に規模が小さいですが、将来に訪れる補修費の蓄え頭から離れないのが現実です。年金生活でありながら老後の蓄え以外の補修費の貯蓄に関する相続税の非課税枠を設けてほしい。
- ・個人財産として価値がない。
- ・欧米では相続税が廃止の傾向となっているが、日本は矛盾している。(相続税は税の二重取りだ)
- ・色々な情報によると税務署の調査員によって相当な判断の相違がある。
- ・相続税の支払いは現金だけであり、支払いきれず土地等を売却して対応したがとても苦痛だった。
- ・現行制度と相続人控除で僅かな支払いで済ませた。
- ・当家の場合、重文評価額は1,527千円(70%減免して/税理士試算/固定資産評価はゼロ) 納得しなかった。
- ・現状の制度では相続人が相続を受け入れない。又相続後の維持保守管理に不安が有り税率を下げたい。
- ・現状の70%減免だけでは全く意味がない。全相続資産を含めての70%減免であれば納得が行く 維持管理の収入源である他財産を相続で失えばそれも不可能になってしまう。
- ・現在市が全てを管理し個人負担は無いが、将来的には大変不安だ。
- ・前控除制度の時代に相続を経験した。一旦はゼロ評価となったものの翌年に制度改定が発生し、国税庁の調査対象となり、ゼロ評価はあり得ないとの見解から相続税の納入を余儀なくされた。(加算税は無し) 税の公平性を強く言われたが今は税の不公平を感じる。
- ・今後10年以内に修理予定となっているが自治体担当者から4,000万円用意して欲しいと言われている。自分の生前に工事が履行されれば良いが、以前修理計画期間中に夫が急死した為不安が募っている。
- ・子供全員が都会に居住しており誰が相続しても維持管理に負担がかかる。重文は田舎にあるため相続税はかからないと思うが、帰省しても仕事する場もなく、一層維持管理費の捻出に苦勞する。現在夫の遺族年金で何とか維持しているものの将来が大変不安だ。

⑩税制に関わる事や“集い”へのご意見等ご自由にご記入下さい

- ・高齢の為なかなか協力ができません。(同意見 2住宅)
- ・皆思いは同じだ。時代の流れで色々な変化があるが古建築・文化財を守ることは大変な苦勞とエネルギーが必要だ。少しでも良くなるよう努力しないといけない。国の理解と所有者が協力し合える事を祈る。
- ・近年重文指定を受け土地名義の統一が必要となった。(義母と夫名義になっていた為夫名義に統一要) その際土地取得税の支払いが発生したが、納得できなかったのもので不服申し立てした。しかし前例が無いとのことで支払いを余儀なくされた。国指定文化財のための手続きなのに何故か？納得できない。
- ・将来の大規模修理の為に修繕積立金をプールする制度があれば良いと思う。(マンションの積立金の様な)
- ・所有者負担金を確定申告等で経費として認めて欲しい。
- ・当財団でも史跡地として使用限度の有る土地を保有しているが、地目の見直しが一方的に行われ、固定資産税が大幅に増額となり市に抗議したが認められなかった。行政の連携に問題有りだと思う。膨らむばかりの経費に頭を抱えている。
- ・年金暮らしの収入では税制にあまり関心がない。
- ・集い総会に参加し大変有意義でした。当家では防火工事(550万)があり、40万の自己負担金と近年屋根葺替え工事(3,000万)が始まり200万の自己負担の予定です。
- ・重文修理事業の自己負担率が高い。
- ・集いの運営に感謝します 出来ることあれば協力致します。

- ・重文の維持には所有者でしか分からない必要経費が以外とかかる。所得申告時に管理費を経費計上とできる税制改正が必要だ。
- ・「デトロイト美術館の奇跡」と言う本を読み、財政破綻した同市の美術館貯蔵品(ゴッホ/ピカソ等)を売却し財政再建を目指そうとしたが、地元有志が団結して反対し全米から寄附を募り存続した実例がある。(企業/財団からも寄附) 税制上の改善も必要と思うが重文民家を維持する上では焼け石に水とも感じる。行政(文化庁)と組み寄附金を集めファンドを作るべきだ。現在の日本企業は株主還元や内部留保に傾いている。前出デトロイトに進出している日本企業も同募金時に億単位を寄附している。日本企業がアメリカの文化に対して寄附をしているのであれば、自国への文化にはそれ以上(数十億単位)の寄附をすべきだ。
- ・大規模改修に備えた所有者の積立金については所得税/相続税を課税しない法律制度の検討が必要だ。
- ・現在相続する男子が無く、子女2人とも嫁いでいるため後継者未定で不安だ。そのためにも負担がなく引き継げるよう税制の免除(指定外管理部分)を希望する。
- ・今後2年に渡り母屋屋根葺替え工事(5,500万)を予定しているが、その自己負担金を捻出すべく不動産売却をする際に譲渡所得税がかかる 現制度では仕方がないが無税となるべく制度の改正を願う。
- ・重文所有者への税控除並びに相続税100%減免への活動を願う。また所有者の高齢化が進み維持管理が困難になっているので国や自治体に人的援助を希望している。
- ・集い会員がもっと声を出して税制改正はもとより住人(守っている人)が苦しんでいる日本民家の現状をアピールしなければ魅力がなくなってしまう。今は誇りを持って守っているが将来を考えると不安だ。
- ・税制に関わることを全く知らない。
- ・体調の変化により中々総会に出席できず残念です。集いの発展を祈っています。
- ・指定建造物は1棟でその他の指定外は9棟あるが、その全9棟の維持修理費は私費で賄っている。指定建物も急ぐ時は自治体担当に届けた上で50~60万程度は私費で行っている。尚指定建物は住居として全面使用しているので公開はしていない。
- ・集いとしての税制改正に向けての活動の具体的内容がよく分からない。
- ・多くの問題を抱え今後の維持継続の有り方に直面している。相続税関係についても不安は拭えない。
- ・重文民家の建造物は単独で維持管理できるものではない。文化財保護の充実を向上させるのであれば行政が税制上の優遇をはかると同時に宅地指定は当然として周辺地域の保護にももっと心配りすべきだ。
- ・会報「梁」をいつも楽しみにしております。
- ・重文については売買等制限されているので課税されるべきではない。民家については幾らでも指定しておいて後は補助金で所有者の管理努力に頼り過ぎている。重文ならば国が全面的に管理の前面に立つべきだ。
- ・近年中に板屋根葺替え工事と家の修理等があるが、自己負担が多くなりそうで困っている。
- ・年齢的にもお役に立てないとは思いますが、何かお役に立てることあれば惜しまず協力します。
- ・集いはこれまで近世重文民家にほぼ限定して運営されて来たが、多数の支援者等を交えて強力な集い運営をすることが必須と考える。民意の理解を得られれば強力となり発展が期待できる。文化庁や自治体の理解は大切だがそれだけでは限界を感じる。税制を改正するには財務省の理解が必要なため簡単事ではない。実現するには集いがHAAの様に大きくなる必要がある。
- ・重文に関して収支を税務署から指摘対象とされる事自体承知理解していない。重文により多くの収入を得ている方のみでしょう。重文の所得申告が農業者、年金受給者にできるのか不明である。(事業申告か?)
- ・自分の生まれた家なので残していくために努力しているが、文化財だけでは利益を生まないので何らかの金銭的対策(補助等)が必要だ。(何もないと残していけない)

- ・重文維持管理費用を遺産相続税対象全額から控除できるよう税制改善を進めてほしい。
- ・家屋の維持には神経も金銭的にも通常より想像以上の負担がある。この点行政側ももっと理解してほしい。
- ・昭和40年代後半に文化財の指定を受け、チベットと呼ばれるような場所に所在している。今まで30年以上重文に住んでおらず昔の家なので機能的にももう住めない。父が死去して23年となり母がそれ以降一人で重文隣家で暮らしていたが、高齢化により管理を近隣の方に移管した。20～30年前に一度屋根等の補修があり、費用は3,000万でその5%(150万)が自己負担であった。文化財指定当初及び前回の補修時自己負担は0円だったが、その負担額も500万～1,000万以下と色々話に変化しているのが実情です。自分を含め兄弟や子供達も遠方にて暮らしており、重文に住まうことには拒否している。(住んでも暮らして行けない)また住んでいないため建造物の傷みが激しく、その上最寄りの街中まで2時間前後と立地も悪く、引き取ってくれるところに寄附したいと考えている。将来子供達に金銭的な負担をかけたくないとの思いです。また個人負担金の話し合いに来る自治体担当者の態度が高飛車で不快感に覆われています。
- ・個人所有者が限界に達して自治体などに寄贈が増えていることは疑いない事実だ。保存管理が着実に行われることに関しては大歓迎できるが、その一方で伝統的係りを失ってしまう無念さが大きい。新しい概念→「文化財保存管理機構」に預ける形で、保存活用は機構側が行い所有者は経済的負担を限りなくゼロにする。所有権は所有者に残しかつ「伝統的係りを保つ権利」を有する。(最大100年等)伝統的係りとは…宗教的行事、伝統継承者としての諸活動等です。
- ・地域によって文化財維持管理費にばらつきがある。当家は豪雪地帯と呼ばれる地域に所在し、毎冬の「雪下ろし作業」の単価が1,5倍ほどとなっており、ある意味助かっている。当家では年間の維持管理費を毎年3月に役所へ申請し5月上旬に自治体から費用を受け取っていますが、特に冬は観光客も殆どなく当面は自費で賄っています。(概算で50～70万)それを年数回に分けて受け取ることは出来ないだろうか。
- ・当方では毎年屋根の修繕が発生し、補助事業になっているもののその補助額が実態とあまりにもかけ離れていて、維持費の捻出に苦慮している。
- ・文化財に指定したものの後の管理は個人任せである。これでは文化財をこっそり手放す人がいても不思議ではない。維持するだけでも日常の生活より費用がかかるので所得控除等してもらいたい。

以上